

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

施設・事業所情報

名称：長久手市立色金保育園	種別：保育所	
代表者氏名：呉羽 優子	定員（利用人数）：229名（169名）	
所在地：愛知県長久手市岩作中島13番地		
TEL：0561-62-0136		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和30年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：長久手市		
職員数	常勤職員：23名	非常勤職員：44名
専門職員	（園長）1名	（看護師）1名
	（保育士）36名	（早朝対応）8名
	（離乳食調理員）1名	（長時間対応）19名
	（用務員）2名	
施設・設備の概要	（居室数）10室	（設備等）遊戯室・プレイルーム
		職員室・配膳室・一時保育室
		調乳室・屋外シャワー
		屋外トイレ・屋外倉庫

③理念・基本方針

★理念

- ・子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進すると共に、家庭との連携の下、子どもの健全な心身の発達を図る。
- ・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者支援や地域の子育て支援を行う。

★基本方針

- ・子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎（生命の保持及び情緒の安定、健康、人間関係、環境、言葉、表現）を培う。
- ・子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育園の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たる。

④施設・事業所の特徴的な取組

・地域交流事業
 地域の高齢者の方に「おたすけたい」として園の活動に協力・参加していただく。
 行事（田植え・稲刈り・もちつき等）や園児の散歩の付き添い等を通して、園児は核家族では経験できない祖父・祖母のような存在の人との交流が持て、高齢者の方々は園児とのふれあいを楽しめる取り組みになっている。

・異年齢の関わり
 園児数が多い保育園ではあるが、年上児が年下児の面倒をみる活動を通してクラス保育とはまた違った関わりが楽しめるように取り組み、年下児が年上児に憧れの気持ちを持ったり、年上児が年下児に対して優しく接する気持ちが育まれるようにしている。

・食育
 市の北東部には田園が広がり米作りが行われている。
 その地域の田んぼを借り受け、5歳児が田植え・稲刈り・脱穀を行い米作りを経験している。
 また、収穫した米を園で炊いて食べるだけでなく、おにぎりを作り年下児に振る舞うこともある。
 3月のひなまつりにはこの地域の米ひな菓子「おこしもの」を作り郷土の食べ物に関心が持てるようにしている。
 特に園児が行っている夏野菜の栽培では、収穫した野菜を調理してもらい、収穫の喜びやとれたての野菜のおいしさを楽しむ機会となっている。

＜日頃の保育で、力を入れていること＞

- ・リズム遊びや散歩等、日々の保育の中で発達を促す活動を行い、子どもの足腰作りに努めている。
- ・毎朝ロールマットでマッサージを行い、子どもに触れて体の様子を把握したり、スキンシップを図ったりしている。
- ・砂、水、泥に十分に親しんで遊ぶ事で、感覚器官の発達を促している。
- ・描画や造形活動を通して、子どもが表現した「作品」について保育士と子どもの1対1での会話を楽しみ、子どもの思いに寄り添い、話し言葉の充実を目指している。
- ・子どもの心身の発達を見極め、その子に合った援助を実践することで、安心して生活できるようにしている。また、障がいについて学びあい障がい児も健常児も共に育ちあえる保育を行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 7月16日（契約日） ～ 令和 7年 3月31日（評価確定日） 【 令和 6年11月14日（訪問調査日） 】
受審回数 （前回の受審時期）	1 回 （平成30年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆地域に根差した保育の実践

地域と深くつながり、子どもたちが多くの体験を通して学び、育つことができる環境が整えられている。市・園・保護者・地域が一体となって、子どもの育ちを見守り支えている。地域の高齢者がたくさん参加している「保育園おたすけたい」との交流により、保育活動の幅が広がっている。多彩な人たちが園運営に関わることで、インクルーシブ保育の一助ともなる。

◆充実した食育

米作りやさつま芋の栽培、季節の野菜栽培を体験するなど、食への関心を高める取組みが充実している。米作りでは10キロ程度の収穫があり、その米を使って子どもたちがおにぎり作りを体験した。秋には恒例の芋ほりを楽しみ、行事食や地域食への取組みもある。

◇改善を求められる点

◆実習生等の受入れ時の職員研修

実習生受入れやボランティア受入れ時において、担当職員に対する研修が実施されていない。個人情報等の守秘義務を宣誓する「同意書」の取り忘れや、担当する職員によって受入れの意義・目的のはき違いが無いよう、担当職員に対する事前研修の手順やルールを明文化しておくことが望ましい。均一で質が高く、効果的な実習生、ボランティアの受入れを期待したい。

◆マニュアル研修の必要性

保育実践に必要とされているマニュアルや手順について、作成はされているが全職員への周知・理解が進んでいないものが散見された。職員数が多く、経験年数の少ない職員も多い。保育の現場で必要度の高いマニュアルから、順次、マニュアルを使った研修の実施を求めたい。マニュアル研修の実施により、マニュアルと現場実践の齟齬の発見にもつながる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

公立保育園という事もあり、経営・運営にあたっては市役所が主体となっている部分があり、このような時にはどうしてもわからなかったり、民間の保育園に比べると弱かったりする所が出てしまいます。しかし、丁寧に聞き取りをしてくださって、私たちの良い所を伝えて下さり、園長や副園長は今後にどのように改善したらよいのか、励みになりました。
第三者評価は2回目ですが、1回目にいた職員は殆どいないため、積み重ねが難しいのですが、今回の評価から、より良いものにしていきたいと思います。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①	a ・ b ・ c
<コメント> 保育理念、保育方針を「保育園のしおり」に明記し、入園説明会で保護者に説明している。職員には「保育園運営案」と「保育の手引」に明記し、職員会議等で周知している。市の理念と基本方針を基に、市内の園共通の子育て目標「元氣よく遊ぶ子」を策定している。その目標を達成するために年齢別の保育目標を設定し、ホームページや「保育園のしおり」等に記載している。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①	a ・ b ・ c
<コメント> 市が、園をとりまく社会福祉事業全体の動向を把握し、市内の保育ニーズ、子どもの数や利用者像の変化、潜在的利用者に関するデータ等の分析を行い、「第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「市・子ども・子育て支援計画」という）を策定し、公ホームページで開している。また、園長は毎月開催される市の園長会に参加し、情報交換や情報収集を行っている。			
Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	②	a ・ b ・ c
<コメント> 市が、経営課題を明確にして取り組む「市・子ども・子育て支援計画」が進行中である。当園では保育経験が浅い職員の割合が高く、その育成が課題となっている。経験の浅い職員と経験の豊かな職員をペアリングし、「OJTの取組み強化」、「職員会議の充実と時間拡大」、「園長と副園長の細やかな声掛け」を実施することで、職員の育成強化を行っている。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-（１）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	・ ① ・ c
<コメント> 市が行った園をとりまく環境と経営状況の把握・分析に基づき、営経課題を明確にした令和2年度から令和6年度までの5ヶ年の中長期計画である「市・子ども・子育て支援計画」が策定されている。今後は、市の計画に基づいた園独自の中・長期計画の策定を行い、園内外に示されたい。			
Ⅰ-3-（１）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	・ ② ・ c
<コメント> 市が策定している「市・子ども・子育て支援計画」を踏まえ、園の「保育園運営案」を策定している。その中で、市内の保育園が共通した保育目標「元氣よく遊ぶ子」を策定し、その目標を達成するために年齢別に保育目標を定め、年間指導計画に反映させている。今後は具体的な成果目標を設定し、実施状況の進捗管理や達成度合いの評価が出来る仕組みづくりに期待したい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> 「保育園運営案」において、市内の保育園が共通した保育目標「元気よく遊ぶ子」を策定し、その目標を達成するために、それぞれの年齢別に保育目標を設定している。ただ、その保育目標には数値目標や具体的な到達点が設定されていない。職員参画の下で評価や見直しを実施するためには、具体性のある数値目標等を設定して取り組むことが望ましい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> 「市・子ども・子育て支援計画」は市のホームページに公開されており、その趣旨に沿って策定された「保育園運営案」とともに、入園説明会や入園式、保育参加、運動会等の機会に保護者に説明している。ただ、家族アンケートの「事業計画の保護者周知」の項目は、56%の肯定率に留まり、事業計画（「保育園運営案」）の周知・理解が進んでいるとはいえない状況である。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 年に一度、全職員を数グループに分け、グループごとに問題点や改善点を検討し、園全体の自己評価を行い、計画の見直しを行っている。行事ごとに保護者アンケートを行い、意見や要望を職員全体で共有し、改善案を話し合っている。今年度は第三者評価を受審しており、評価結果を反映させた取組みに期待したい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> 園全体の自己評価や、保護者の意見・要望から明確になった課題について、職員会議で協議して改善を行い、その内容を翌年度の事業計画に反映させている。今後は、現在も実施しているPDCAサイクルを活用し、特に実施状況の評価と計画の見直しの部分につて強化を図り、継続的な改善の仕組みを確立することを期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ㉑ ・ c	
<コメント> 園長の役割と責任については、「職務分掌」と「保育園運営案」の「運営機構」及び「自衛消防組織」等々に明記されており、職員にも園長の役割と責任は周知されている。今後は、平時や有事の際の、園長不在時の権限委任先を明文化し、職員等へ周知することが求められる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉑ ・ c	
<コメント> 園長は、市の園長会や研修に積極的に参加するとともに、関係機関から届くメールや案内等において、遵守すべき法令等に関する正しい理解に努めている。職員が遵守すべき法令等に関する情報は、職員会議や文書を掲示する方法で周知や情報共有を行っている。今後は、関連法令をリスト化する等、幅広い分野の遵守すべき法令の把握に向けた取組みに期待したい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 年度当初に、職員が個人目標を設定している。副園長が目標設定時の面談において、目標の水準が妥当であるか否かの確認を行い、中間時の面談では進捗状況の確認と助言や計画の見直しを行っている。年度末の面談では、副園長の面談と園長の面談で最終評価を行っている。特に保育の経験年数が浅い職員の指導に力を入れ、保育の質の向上に向けて取り組んでいる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 人事や労務管理は、市の管理ソフトを活用しており、園長は職員の勤務時間や時間外労働、有給休暇の取得状況などを把握している。職員配置については、ワーク・ライフ・バランスに配慮して勤務シフトを調整したり、子育て中の職員には時短勤務を認めている。職員間の情報共有や連絡事項などはチャットアプリを活用し、効果的な事業運営を図っている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 市の人事課とこども未来課が、採用や人事管理を主管しており、計画的な採用と育成、人事管理の体制が整備されている。また、園では近年の職員不足を補うために、高校生のインターンシップの受入れをはじめ、保育士補助として大学生や医大生、看護学生など、多くの学生の受入れを積極的に行っている。将来展望を見据えて、福祉人材の確保に向けた取組みである。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> 市が準備した「長久手市人材育成基本方針」に市が求める職員像が明記されている。人事管理については、市の基準に沿って人事考課を行っている。毎年度当初に個々の職員が「目標管理シート」で目標を定め、年度末に「人事評価シート」で自己評価を行い、園長、副園長との面談を行うという流れの人事考課制度である。職員の育成、処遇、評価等が総合的に実施されている。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 労務管理は市のソフトを使用して行い、人間ドックや健康診断、ストレスチェック、産業医による相談窓口の設置やカウンセリングなど、職員の心身の健康に取り組んでいる。副園長がワーク・ライフ・バランスや有給休暇に配慮をしたシフト管理を行い、園長が全職員の就業状況を総合的に確認し、職員一人ひとりへの声掛けを行い、働きやすい職場環境の構築に努めている。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 年度初めに、職員が市の示している期待する職員像に向かって、「目標管理シート」を使って個人目標を設定している。目標設定後に、園長と副園長が面談を行って目標妥当性を確認している。中間時の面談では進捗確認や助言を行い、期末の面談では「自己評価シート」や「コンピテンシーシート」を使い、目標達成の確認と評価を行って職員一人ひとりの成長を確認している。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 職員研修に関しては、市の主導で研修計画が立てられている。市は、期待する職員像の実現のために様々な研修を準備しており、職員は自身のレベルに合った研修を受講している。また、市は定期的に研修内容やカリキュラムの評価・見直しを行い、有効な教育・研修となるよう努めている。園においても、研修の有効性を担保するため、研修効果の確認・検証を実施されたい。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 職員の年齢や保育経験年数、担当クラスを考慮し、市が計画した研修に積極的に参加している。各園の研修担当者が企画する研修では、より多くの職員の参加が得られるよう、通常の保育の終了後を研修の開始時刻としている。研修参加後の職員会議で研修報告を行い、全職員で知識の共有を図る取組みが行われている。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 実習生受入れについては、市が窓口となって保育士養成校、医師・看護師養成校などから実習生を積極的に受入れている。「実習生受入れマニュアル」には、受入れから実習、評価までの手順が明記されている。事前に、職員会議で受入れ期間や人数、注意事項などの情報共有を行っている。今後は、指導担当職員に対する研修の実施に期待したい。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉑ ・ c	
<コメント> 市のホームページや園のホームページで、様々な情報を公開している。園のホームページには、前回の第三者評価受審の評価結果も公開されている。園運営の透明性を確保するための指標として、苦情情報の公開が求められているが、市、園ともにホームページ上では苦情情報の公表がなされていない。園においては掲示板にて公表を行っているが、より広範囲への公開が望まれる。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉑ ・ b ・ c	
<コメント> 園の管理は一元的に園長が担っており、「保育運営案」の「組織機構」に明記されている。物品購入や施設整備・改修については、職員が園長に要望を出し、園長が認めたものを市に稟議申請している。市の決裁を得て、指定業者から物品を購入している。現金収受の煩雑さや不正行為の未然防止等の観点から、現金出納のキャッシュレス化を目指している。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	③ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園では地域活動事業として「たけのこクラブ」や園開放を行い、市のホームページに公開している。地域の未就園児の保護者との交流を深める取みや、地域交流事業として「保育園おたすけたい」などのボランティアを有効に活用する取組を行っている。また、小学校や中学校の職場体験学習の受入れを積極的に行い、地域の教育機関との連携に努めている。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ③ ・ c	
＜コメント＞ 市のホームページで公開募集を行っている「保育園おたすけたい」や、大学生の保育ボランティアを継続的に受け入れている。ボランティアの受入れに際しては、「ボランティア受入れマニュアル」に従って事前に職員会議等で周知や注意事項等の再確認を行っている。今後は、マニュアルを活用した職員研修や、担当職員に対する専門的な研修の実施に期待したい。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 市のこども未来課やこども家庭課、医療機関、児童発達支援センター、保健センター、民生児童委員等の関係機関と連携する体制を構築している。リスト化した地域との関係図を、マニュアルに記載している。特にこども未来課との関係が緊密で、頻繁に行き来が行われている。また、児童発達支援センターとも継続した取組みがある。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	③ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 未就園児親子を対象とした月2回の園開放を行い、育児相談に乗ったり情報を得たりしている。未就園児を対象とした毎月1回の子育て支援事業「たけのこクラブ」の開催を通して、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。特に「保育園おたすけたい」や民生児童委員との交流が積極的で、ここからも地域の福祉ニーズを拾っている。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ③ ・ c	
＜コメント＞ 未就園児を対象とした毎月1回の「たけのこクラブ」の開催と、月に2回の園開放を行っている。適宜、育児相談を開催し、未就園児の保護者に対して子育てをサポートする取組を行っている。今後は、保育の提供に関するノウハウや食物アレルギーなどの専門的な情報を配信するなど、園が有する人的、物的な社会資源を地域に還元する取組みに期待したい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 保育理念、保育方針は市の公立保育園6園で共通のものとなっており、職員室内に掲示して周知を図っている。子どもを尊重した保育についても「全体的な計画」に明記されている。これらの理念や方針は先輩から後輩に実践を通して伝えられてはいるが、十分な周知には至っていない。具体的な取組み方をマニュアル等に文書化するなど、職員への周知を工夫されたい。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 日々の関わりの中で、子どものプライバシーを守る取り組みは行われている。毎年、チェックリストを用いて振り返る機会も設けてはいる。しかし、園として、職員間の認識の薄さを懸念している。今年度は全職員が人権擁護の研修を受講予定である。職員のプライバシー保護についての認識が深まることを期待したい。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 市内の公立保育園共通のしおりや色金保育園のしおりが市役所窓口を設置しており、必要に応じて誰もが手に取ることができる。入園希望等の園見学者や、毎月開催されている「たけのこクラブ」の際にも来園者に手渡し、丁寧に説明を行っている。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 今年度より土曜保育が他園での合同保育となるなど、保育内容に変更があった。このように変更点があった際には、保護者に知らせて口頭で同意・確認を行っている。保育の変更時には、書面での同意書を取っておくことが望ましい。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 公立園への転園は、「個人ファイル」ごと転園先に送付し、子どもたちが継続してより良い保育が受けられるよう配慮している。民間園への転園の際も、所定の書面にて適切に引継ぎが行われている。就学時には、「保育所児童保育要録」等により小学校への情報提供も行われており、卒園後の相談窓口も分かりやすく伝えられている。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 行事ごとに保護者から意見をもらったり、アプリを活用するなどして、日ごろから意見を述べやすい環境を作っている。保護者の思いをより保育に反映させるために、園運営及び保育全般にわたるアンケートを行い、その結果を検討し、園運営や保育実践に活かしていく取組みを期待したい。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 苦情解決の仕組みは確立しており、園内の掲示や「保育園のしおり」で保護者周知に努めている。この取組みに関しては、職員間で周知されているとはいえない。苦情受付の流れや取組み方を職員間で周知・理解することを望みたい。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 相談窓口については、苦情解決責任者・苦情受付担当者が示され、保護者に周知されている。今後、どんな意見でも述べやすく、相談しやすい窓口を広く開放するために、園長や副園長だけではなく、相談したい職員を保護者が選んで相談できる仕組みを整備されることを望みたい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保護者からの相談や意見には、都度迅速な対応がなされている。相談を受けてから、記録し、報告し、対応策を検討し、結果を保護者に説明（フィードバック）するまでの流れは確立している。しかし、その仕組みがすべての職員間に周知されてはいない。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 正規職員全員がヒヤリハット研修を受講し、安心・安全な保育の提供について知識を深めている。研修後には研修講師の園訪問があり、研修後の保育環境を確認する取組みも行われている。ヒヤリハット事例も、職員会議で検討して再発防止に努めている。改善点としては、保育室内の棚の上に物が置いてあり、日々の安全管理に配慮することを望みたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉒ ・ b ・ c
<コメント> 「衛生管理マニュアル」に、感染症発症時の対応について記載されており、適切に対応している。感染症発症時には、園の状況を玄関に掲示して保護者に伝え、感染拡大の防止にも努めている。また、職員間では、朝礼や「会議ノート」等を使って周知している。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 災害時の安否確認方法について、現行の方法を見直している。消防署や市のおたすけ隊などとは、機会あるごとに交流があり、防災訓練も定期的に実施されている。非常食等の備蓄もあり、市と園で管理している。検討中の安否確認方法が、早期に確立されることを期待する。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉑ ・ c	
＜コメント＞ 標準的な保育方法は文書化され、研修等を活用して職員間で周知する仕組みがある。定期的にグループ討議も行われている。プライバシー保護について、周知する取組みは行われているが、職員への周知に懸念を抱いていることから十分とは言えない。今後の取組みに期待したい。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c	
＜コメント＞ 標準的な保育方法の振返りや指導計画の振返りは、時期を決めて行われている。月案は月ごとに振り返り、翌月の指導案に活かす取組みをしている。年齢ごとの年間計画の振返りは年度末となっているため、期の振返りを次期に反映させる取組みを望む。			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 子ども一人ひとりの家庭環境・成育状況に応じて、個別指導計画が立案されている。年齢ごとの月案や週案も、年間指導計画や「全体的な計画」を基に担任が話し合って立案している。必要に応じて給食センターの管理栄養士や指導保育士と連携を取り、個々に寄り添った指導計画を作成している。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 「全体的な計画」や年間指導計画は、市内の公立園6園統一で4月に立案されている。個別計画は、継続的な保育に配慮して立案されている。年間指導計画や月案、週案の立案にあたっては、前年度の保護者からの意見を反映させている。今後、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを構築されたい。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉘ ・ b ・ c
<コメント> 職員間の情報共有は、ミーティング記録や職員会議録で行い、記録を閲覧した職員はチェックをする仕組みとなっている。個人情報を含まない情報交換は、職員間のグループLINEでも行われている。保育の記録はアプリを活用し、職員間の共有化を図っている。アプリに入力した記録は、担任以外は閲覧のみで編集はできないようになっており、適切な対応がなされている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉙ ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」等により、記録の保管、保存、廃棄方法は文書化され、適切に対応されている。しかし、特定の職員が取り扱うことが多いため、すべての職員に周知はされていない。すべての職員が「個人情報保護規程」について理解し、適切な対応ができるよう、文書や記録の管理方法の周知を行うことが望ましい。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 「全体的な計画」は市内の公立6園が共通の計画案である。子どもの人権に関する事項も含まれ、「保育所保育指針」の内容も組み込まれているが、0歳児保育において大切にしたい3つの視点「健やかに伸び伸びと育つ」、「身近な人と気持ちが通じ合う」、「身近なものに関り感性が育つ」を踏まえた計画とすることが望ましい。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 室温、湿度、斜光等に配慮しており、心地よい空間となっている。室内や玩具の消毒も定期的に行われ、夏の間は熱中症警戒アラートを確認しながら保育を行っている。室内の家具にはコーナーガードや転倒防止策も講じられているが、落下防止も視野に入れた対策が望まれる。			
	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 職員は必要以上に大きな声を出さず、子ども一人ひとりと丁寧に向き合い、受容的・応答的な保育が行われている。遊びの場面でも、また食事の場面でも、職員が子ども一人ひとりの気持ちに沿った保育を実践している。			
	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 子どもが見通しをもって園生活ができるよう、イラストを用いて次にやることを確認する仕組みがある。運動会や発表会でも、子どもが自分でやりたいもの、見せたいものを発表するようにしている。陶器の食器を使い、小さな頃から「物を大切に扱う」ことや、「美味しく食事をいただく」ことを教えている。午睡も、眠れない子どもを無理やり寝かせるようなことはしていない。			
	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 園舎内も園庭も、子どもがのびのびと探求心をもって過ごせる環境となっている。園開放を行い、未就園児と触れ合う機会をもったり、消防署への訪問、児童館とのつながり、田植え・芋ほりなど、地域と関わりながら様々な体験を行っている。市からの「おたすけ隊」も保育に参加し、園と地域が連携して子育て支援を行っている。			
	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 他クラスとの交流も図りながら、園内で安全に保育がなされているが、戸外遊びの時間が限られてしまうことに悩みをもっている。園内には様々なスペースがあるため、0歳児が室内以外でものびのびと遊べる環境整備を期待したい。			
	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 子どもの気持ちが満たされ、安心感をもって過ごすことができるよう、子ども一人ひとりに手作り人形が1体ずつ用意されている。人形の世話をしながら、ボタンがはめられるようになるなど、生活習慣の習得もできるような工夫がある。個別指導計画も丁寧に記録され、家庭と連携を取りながら、子どもの発達状況に応じた保育が行われている。			

	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<コメント> 異年齢で関わる機会をもち、年少児をいたわる気持ちや年長児にあこがれる気持ちが育まれている。お店屋さんごっこなどの遊びを通じて、他者との関わり方や譲り合う気持ちも育んでいる。職員が仲立ちとなり、子どもたちが集団で活動する喜びを感じられるよう、環境を通した保育が展開されている。			
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<コメント> 園舎はバリアフリーで、エレベーターの設置もある。障害児に配慮した記録様式もあり、関係機関と連携を取りながら対応している。4歳児は「すこやか発達相談」を利用しており、就学に向けての相談もできる。障害児保育に関する情報冊子を活用し、必要に応じて説明もしている。リフレッシュスペースとして定めた場所はないが、子どもが落ち着ける場所が園内にはある。			
	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ② ・ c
<コメント> 長時間保育を利用する子どもの情報は、「朝礼ノート」やアプリを活用して職員間で共有している。退園の時間帯になると、玄関前に子どもたちが集まって保護者を待つ姿があるが、ゆったりとした環境の中で遊びながらお迎えを待つ環境整備を検討されたい。			
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<コメント> 就学前に小学校との連携を取り、スムーズな就学に向けての配慮がなされている。就学後も、担任が就学先の小学校に授業参観に行き、子どもたちの様子を見る機会がある。「保育所児童保育要録」も、適切な対応がとられている。			
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ② ・ c
<コメント> 内科健診や歯科検診、耳鼻科健診は年2回行われ、身体測定は毎月行われている。健康への取り組みは「保育園のしおり」に記載されている。ただ、一部職員はそのことを認識しておらず、幹部職員の懸念材料となっている。健康管理に関するマニュアルを整備し、職員に周知されたい。さらに、SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する訓練や、保護者への情報提供も課題である。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<コメント> 健康診断、歯科検診、耳鼻科健診の結果は保護者にも通知されている。絵本等を使って歯の大切さや歯磨きの必要性を子どもに伝えており、定期的に小児歯科の歯科医師が歯磨き指導に来ている。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<コメント> アレルギー疾患のある子どもに対しては、医師の指示の下に適切に行われている。毎年、医師からの指示書の色を変え、提出漏れが無いよう工夫している。給食時の食器の色も他児とは違う色にして、誰でもアレルギー対応食であることが分かるようにしている。今後、他の子どもや保護者に対して、アレルギーへの理解を促す取組みを予定している。			
A-1-(4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 米作りやさつま芋の栽培、季節の野菜栽培を体験するなど、食への関心を高める取組みが充実している。米作りでは10キロ程度の収穫があり、その米を使って子どもたちがおにぎり作りを体験した。秋には恒例の芋ほりを楽しみ、行事食や地域食への取組みもある。			

	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① a . b . c
<コメント> 給食センターで行っている嗜好調査の結果が、給食のメニューに反映される仕組みがある。卒園を控えた年長児には、3月にリクエストメニューが提供され、子どもたちも楽しみにしている。幼児食は給食センター、離乳食とおやつは自園の調理室で調理している。「衛生管理簿」等の記録・管理や水回りの衛生管理も、マニュアルに従って適切に対応されている。			

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 「連絡帳」やアプリを活用し、保護者とは常に情報共有を図っている。「園だより」はなくなったが、アプリで「園長からの配信」として、毎月園の情報を送っている。定期的に個別懇談も行われ、その内容は適切に記録・管理されている。			
A-2-(2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者に対し、担任の職員だけでなく園長、副主任も積極的に声掛けを行い、コミュニケーションを取って情報共有に努めている。担任は保護者から相談を受けた際には上長に報告し、検討、対応、記録を行っている。園開放時には、在園児の保護者だけではなく、今後入園を検討している未就園児の保護者の相談にも応じている。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 「虐待防止チェックリスト」を活用し、虐待防止に努めている。毎朝、子どもにマッサージをする時間があり、その時にも子どもたちの様子をこまめに観察している。家庭での虐待が疑われる事案が発生した際の対応方法のマニュアルがあり、適切に対応できる体制が整えられている。園として、全職員が虐待防止に関する研修受講を目指している。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 月案や週案から自己の保育実践を振り返り、自己評価を行っている。年に1度の「自己評価チェックリスト」を用いた自己チェックでは、自己の保育実践を振り返るだけでなく、結果を職員間で共有している。職員が互いに学び合い、高め合って質の高い保育提供につなげている。			